第十条の五の見出しを「（臨時販売場を設置する事業者に係る承認申請書の記載事項等）」に改め、同条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第八条第六項の許可を受けた年月日

第十条の五第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　次項各号に掲げる要件を満たすことを証する書類

二　七月以内の期間を定めて設置する販売場を設置した事実又は設置する意思を有する旨を証する書類

第十条の五第三項中「第十八条の四第七項」を「第十八条の四第六項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「当該事前承認港湾施設に係る」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　令第十八条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

一　臨時販売場（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。次号及び次条において同じ。）において行つた免税販売手続について検証を行うための必要な体制が整備されていること。

二　手続委託型輸出物品販売場のみを経営する事業者にあつては、臨時販売場において自ら免税販売手続を行うための必要な体制が整備されていること。

第十条の六第一項第二号中「所在地」を「名称及び所在地」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三　法第八条第九項の承認を受けた年月日

四　手続委託型輸出物品販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、その旨及び当該臨時販売場に係る第十条第一項第二号ハからヘまでに掲げる事項

第十条の六第二項第二号を次のように改める。

二　前項第二号に掲げる所在地に臨時販売場を設置することを証する書類

第十条の六第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　手続委託型輸出物品販売場として臨時販売場を設置する事業者にあつては、当該臨時販売場に係る第十条第二項第二号イからヘまでに掲げる書類

第十条の六第三項第三号中「を設置した又は設置しようとする事前承認港湾施設」を削る。

第十一条第一項第一号、第二項第一号、第三項第一号並びに第四項第一号イ及び第二号イ、第十三条第五項第一号並びに第十四条第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第十五条第一項第一号中「以下」を「第十五条の四を除き、以下」に改める。

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（本人確認書類の範囲等）

第十五条の四　法第三十条第十項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類（その者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。）とする。

一　国内に住所を有する個人　当該個人の次に掲げるいずれかの書類

イ　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項（定義）に規定する個人番号カードでその課税仕入れの日において有効なものの写し

ロ　住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の住所、氏名、生年月日その他の事項を証する書類をいう。）で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ハ　戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ニ　国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証の写し

ホ　国民年金手帳（国民年金法第十二条第一項（国民年金手帳）に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項（中核市の権能）の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

ヘ　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項（免許証の交付）に規定する運転免許証（その課税仕入れの日において有効なものに限る。）又は同法第百四条の四第五項（申請による取消し）に規定する運転経歴証明書（道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）別記様式第十九の三の十の様式によるものに限る。）の写し

ト　旅券でその課税仕入れの日において有効なものの写し

チ　出入国管理及び難民認定法第十九条の三（中長期在留者）に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項（特別永住者証明書の交付）に規定する特別永住者証明書で、その課税仕入れの日において有効なものの写し

リ　国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日がその課税仕入れの日前一年以内のものに限る。）又はこれらの書類の写し

ヌ　イからリまでに掲げる書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同日において有効なもの）又はその写し

二　国内に住所を有しない個人　当該個人の前号ハからヌまでに掲げるいずれかの書類

三　内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託（法第十五条第一項に規定する法人課税信託をいう。第五号及び第六号において同じ。）の受託事業者（同条第三項に規定する受託事業者をいう。第五号及び第六号において同じ。）を除く。）　当該内国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ　第一号リ又はヌに掲げる書類

四　人格のない社団等（国内に主たる事務所を有するものに限る。）　当該人格のない社団等の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限る。）で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し

ロ　第一号リ又はヌに掲げる書類

五　外国法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号（定義）に規定する外国法人をいい、法人課税信託の受託事業者を除く。）　当該外国法人の次に掲げるいずれかの書類

イ　当該外国法人の会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百三十三条第一項（外国会社の登記）若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条第一項（外国会社の登記）に規定する登記に係る登記事項証明書又は印鑑証明書で、その課税仕入れの日前一年以内に作成されたもの又はその写し

ロ　第一号リ又はヌに掲げる書類